

## 「措置入院者に対する支援のあり方ガイドライン」に基づく 措置入院終了後の支援について

- 相模原市では、精神症状により自傷他害のおそれがあるとされた者が、措置解除後に、地域において自分らしい生活を送ることができるよう、「措置入院者に対する支援のあり方ガイドライン」（平成27年7月1日から適用）に基づき、地域での支援の担当課が、病院と連携し、患者の病状に応じて退院後に電話、面接、訪問等の支援を行っている。
- 支援は、退院後に市内に帰住し、患者若しくは患者の家族の同意が得られた場合に実施することとしており、今回の津久井やまゆり園の入所者殺傷事件の容疑者については、措置入院解除後は、市外の家族のもとに帰住することになっていたため、本市の支援対象とならなかった。
- また、帰住先の自治体に対する措置入院に関する情報提供については、個人情報保護の観点から行っていない。
- なお、支援の要否の判断の目安として、①措置入院を複数回繰り返している者、②単身生活または家族の支援する力が弱いと考えられる者、③主たる診断がICD-10でF2（統合失調症圏）もしくはF3（気分感情障害）である者としており、今回の事案のような過去に措置入院歴がなく、家族の支援を受けることが可能で、診断名がF1（精神作用物質による精神及び行動の障害）に分類されるケースについては、支援対象としていない。

### 【平成27年度支援状況】

- ・平成27年度に措置入院となった者 62人
- ・上記のうち措置解除後に市内に帰住した者 43名  
※緊急措置入院後の72時間以内の再診察で措置不要となった者2名、退院後に市外に帰住することになった者3名、措置解除後に別の入院形態で入院継続となった者14名の計19名は、支援対象としていない。
- ・上記のうち各障害福祉相談課及び津久井保健福祉課が支援を行った者 36名
- ・支援を行った者に対する初回対応方法 電話17名、面接14名、訪問5名
- ・延べ支援回数 200回

## 措置入院者に対する支援のあり方ガイドライン

### 1 はじめに

精神症状による自傷他害のおそれがあるとされた措置入院者は、措置解除後、その人らしい生活を送ることができるように地域での支援の必要度が高いと考える。緑障害福祉相談課、中央障害福祉相談課、南障害福祉相談課、津久井保健福祉課（以下、「各障害福祉相談課等」という。）では、精神保健福祉課が実施する措置診察の結果を受けて、精神保健福祉相談事業の一環として、必要に応じて対象者へのアプローチを進めている。

神奈川県においては、平成 26 年度保健福祉事務所等精神保健福祉業務連絡会ワーキングチームにて検討がなされ、「措置入院者退院支援ガイドライン」が示されたところであるが、本市における措置入院者に対する支援のあり方を政令市移行後に確認・まとめたものがないため、県ガイドラインを参考に次のとおり作成する。

### 2 対象者の把握

#### (1) 対象者の把握方法

対象者については、以下の経路で把握する。

- ① 精神保健福祉課からの情報提供
- ② 措置入院した病院からの連絡

#### (2) 支援の要否判断

把握した対象者についての支援の要否判断を実施、各障害福祉相談課等から病院や家族等に連絡を取る目安は次のとおりとする。

- ① 措置入院を複数回、繰り返している者
- ② 単身生活または家族の支援する力が弱いと考えられる者
- ③ 各障害福祉相談課等が新規で把握した者のうち、ICD-10 で F2（統合失調症圏）もしくは F3（気分感情障害圏）の主たる診断がある者

#### (3) 支援が必要である場合の対応

##### ① 病院連絡

対象者が入院する病院 PSW に連絡をし、対象者が入院中から措置解除後の地域での支援について一緒にアセスメントしていくことを伝える。対象者に対して各障害福祉相談課等の支援について説明してもらい、対象者の同意の有無確認を依頼する。また、退院者の居住先として家族との同居が第一義的に考えられうることから、家族への連絡の確認を依頼する。

なお、基幹病院に入院した対象者については、後方移送後、受け入れ病院に連絡する。

## ② 家族連絡

対象者に家族等がいる場合、必要に応じて家族へ連絡し、相談等支援について各障害福祉相談課で対応することを案内する。

## ③ その他

各障害福祉相談課等が精神保健福祉課から送付のあった受書等を確認し、地域での生活支援が必要と考えられる場合は、通報時の状況等を精神保健福祉課に再度聞き取りし、必要に応じて①病院連絡や②家族連絡を行い、進行管理を行うこととする。

## 3 入院中の支援

支援が必要と判断され、対象者の同意が得られた場合は入院中から支援を始める。入院中とは措置入院となってから措置解除までの間に限らず、他の入院形態に移行した場合も含む。

病状が落ち着いた時点で、可能な限り対象者の意向やニーズを直接把握する。また、必要に応じて医師への病状確認を行う。

### (1) 地域内調整の実施

把握した本人のニーズをもとに、地域での生活に向けた環境調整を実施する。想定される障害福祉サービスの導入準備、関係者とのネットワーク構築などを対象者ごとに設定する。

### (2) 院内カンファレンス出席（医療保護入院に移行した場合の退院支援委員会含む）

必要に応じて外出・外泊中の様子の確認や、地域で対象者に接する家族や近隣への受け入れ調整を実施する。

## 4 退院後の支援

退院後は本人の意向を中心としつつ、医療の継続を図りながら安定した生活を送ることができるように適宜支援する。

### (1) 相談支援（来所もしくは電話）

### (2) 訪問支援（必要に応じて）

### (3) その他医療機関への受診同行等

## 5 その他

本ガイドラインは、平成27年7月1日から適用することとする。なお、入院中の支援のあり方等で医療機関からの申し出があった場合や法改正等があった場合など、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行うこととする。

※本ガイドラインは、相模原市の精神保健福祉相談業務の4つの担当課の一つである中央障害福祉相談課が発議したものであり、他の3つの担当課と精神保健福祉課、精神保健福祉センターも承認の上、平成27年7月1日から適用している。

○相模原市個人情報保護条例（平成16年条例第23号）（抜粋）

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（保有個人情報の利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条、第10条及び第11条において同じ。）を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
  - (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
  - (3) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- 2 実施機関は、前項第4号の規定に該当して保有個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、明らかに本人の利益等に資すると認めるときは、別に定める範囲で本人以外のものに保有個人情報を提供することができる。ただし、当該本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

（罰則）

第61条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 実施機関の職員又は職員であった者
- (2) <略>

第62条 前条各号に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抜粋）

（秘密を守る義務）

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

（罰則）

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

1 <略>

2 第34条第1項又は第2項の規定（第9条の2第12項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者

3 <略>

第62条 第60条第2号又は前条第1号から第3号まで若しくは第5号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし、又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。